



市民病院地域医療連携室長
かわむかい ゆうじ
副院長 川向 裕司

ワンポイント紹介

91
きゅうじゆういち

ほかの医療機関と連携して地域医療に貢献します

◎ 地域医療連携室 [市民病院]

地域医療連携室は、市民病院とほかの医療機関が協調して地域医療を充実させることで、市民の皆さんの健康維持に貢献できるよう設置された部署です。

市民病院が地域の基幹病院としての役割を充分に果たすために、地域医療連携室では市内の病院や診療所と緊密に連絡を取り合い情報交換しています。市民病院の外来には「かかりつけ医（ホームドクター）情報」を作成し展示しています。普段は近くの「かかりつけ医」を利用し、入院などの急な治療が必要なときに市民病院を使うよう、市内の医療機関との協力体制を整えています。

また、「市民健康講座」を毎月第3土曜日に院内で開き、市民の皆さんに耳寄りな情報を提供していますので、是非参加し、健康増進に役立ててください。

医療相談や各種の医療福祉制度についての相談も受け付けていますので、お気軽に市民病院1階の地域医療連携室までお越しください。

【お問い合わせは】
市民病院地域医療連携室
☎(24)3000

【市民病院ホームページ】
<http://www.city.chitose.hokkaido.jp/hospital/>

『声のラン』～声の「花」を咲かせましょう！



声② 市内でも不審者情報が後を絶ちません。中学生の子どもがいますが、部活動や学習塾などで帰宅が遅くなる時はとても心配です。道路に防犯用の照明灯を増やし少しでも明るくすると安心ですが、増設するにはどのようにしたら良いのでしょうか。

道路に防犯のための照明灯をつけて！



道路の照明灯は、目的別に街路灯と防犯灯の2種類に分けられます。

《40歳代女性》

「ご要望の照明灯の増設は、生活道路での防犯用のものと考えられますので、住んでいる地域の町内会に相談してみてください。」

防犯灯の設置は、町内会の事業活動や収支予算の中で検討され、必要性や緊急性に応じて、計画的に進められるものと考えています。

市は、町内会などが防犯灯の新設や更新を行うときに、その費用の最大70%を補助しています。今後、町内会と市は役割分担をして、交通安全の確保と犯罪の防止につながるまちづくりを進めていきます。

道路管理課管理係
☎(24)0394

市の組織には、91種類の課(セクション)があります。(平成23年5月1日現在、派遣職員は所属を除く)皆さんは、市役所がどのような「しごと」をしているのかご存じですか？

広報に掲載できない 団体行事はありますか？



広報ちとせの「たうんがいど」では、市民の皆さんの情報広場として講習会やイベント案内などの情報を掲載しています。団体行事もこのコーナーを利用できますが、政治や宗教活動、営利を目的とした活動と認められるものなどは、掲載できないことがあります。掲載を希望される場合は、発行月の前月10日までにFAX、持参、郵送のいずれかの方法で、広報広聴課まで原稿を提出してください。

【詳細】広報広聴課広報係 ☎(24)0104

【ワンポイントメモ】

町内会などが設置している防犯灯は、市内におよそ6,900灯あります。市はこれらの防犯灯の電気料金を負担しています。ランプの交換などの維持管理費用は、すべて町内会が負担しています。



「いまさら、なかなか聞けないわ」ということはありませんか？小さなことでも、正しく理解していただくために、「イマハナ」コーナーでは、皆さんのささやかな疑問にお答えします。